

鯖江藩家臣団

関係史料目録並びに解説

竹内 信夫

はじめに

本稿は間部家文書のうち鯖江藩家臣団に関する史料の目録及びその解説稿である。間部家文書とは旧鯖江藩にのこされた藩庁史料の総称で、現在鯖江市民会館内郷土資料室に保管されているものである。

この文書については酒井祥光氏の手によって早くからその整理がすすめられ、すでに昭和二十七年に『間部文書年次目録』^①（以下『年次目録』と略す）として公刊されており、さらに酒井氏の『間部文書について』^②などにも詳細な報告がなされている。それらによると、間部家文書は「日記」と「江戸到来御用状」（以下「御用状」と略す）とに大別することができる。

「日記」のうち古いものは、正徳六年（享保元年）の正月と享保二年の正月のぶんで、これは間部詮房が高崎城主であった時代のものである。以下「日記」は間部氏の村上時代（享保二年から同五年）のものを欠いているが、それでも享保十一年から明治三年のものまでが二百五十九冊残されている。^③

一方、「御用状」の方は宝永八年（正徳元年）のものを最古として、正徳期から享保期にいたる間の史料、即ち間部氏の高崎時代、村上時代、鯖江時代とほぼ連続して現存されており、明治三年のものまで総数三百七十四冊^④が残されており、両者とも今後の利用、活用体制がのぞまれている。

ところで、間部家文書にはこうした「日記」や「御用状」のほかに、いわゆる「雑件書類」^⑤と称されている史料がある。

これらはいま『年次目録』によると総数八十点の少数で、「日記」や「御用状」からみると小規模な史料群であるが、実はこれらの史料こそ鯖江藩の性格を究明するた

めに重要な手掛りを与えてくれるものである。これら「雑件書類」のうち代表的な史料をあげてみると、「御規則書」^⑥や「領内組々村明細牒」^⑦や若干の絵図類などがみられるのであるが、本稿ではこれらの史料のうち筆者が最も関心をもっている藩家臣団関係の史料についてその目録に、史料の解説を加えて報告をすすめてみたいと思う。

なお、目録化を行うにあたり便宜上それぞれの文書を、

(一) 藩職員録・分限帳

(二) 職制・任免

(三) 由緒・家譜

の三分類を行った。また、これら藩家臣団関係史料のなかには原本にあたるものと、副本（写本）にあたるものとが現存されている場合とがある。いま仮りに原本にあたるものを甲類、副本にあたるものを乙類として解説をすすみたい。なお文書の形態は総て縦・横の寸法（糎）によって表示しておいた。

(一) 藩職員録・分限帳

〔一〕御家人名前帙入(縦)24×(横)16 一冊

無年記。間部家々臣となった諸氏の名
列で、宝永元年から安政五年に至るま
での召し出し年代順に家臣姓名が書き
つらねられているものである。一部、
朱によって姓名欄が訂正されている。
袋の表には「御用書物 植田頼母・松
本縫殿・五十嵐佐左衛門・間部司馬」
とある。植田氏らはいずれも重臣。

〔二〕御家人帳伊呂波寄 26.5×19 一冊

無年記。全鯖江藩士名をいろは順に書
き並べた冊子である。

後述する(三)由緒・家譜一・二の「御家
人帳」乙類をもとにして作成されたの
が本書で、それぞれの藩士姓名の下に
該当する「御家人帳」の番号が朱によ
って書き込まれているもので、一種の
索引である。

〔三〕分限帳 16×24 一冊

無年記。幕末期詮勝時代の分限帳であ

る。

藩家老から諸下代にいたるまでの藩士
について役職・禄高・姓名が記載され
ている。

本史料による藩士・諸扶持人の総数は
約四百五十名である。

(二) 職制・任免

〔一〕文化制御家老前録

甲類 30×20・乙類 26.5×20 各一冊

無年記。宝永元年から天保十五年にい
たる間に藩家老職をつとめた諸氏の名
列である。

本史料によると、間部氏がはじめて家
老職をおいた宝永元年から天保十五年
までの間に家老職にあったのは二十三
名でそれらは植田氏、奥村氏(一時期
間部と称す)ら、八家の上級武士層で
占められていた。

〔二〕文化制御城代前録 甲類のみ 一冊

(形態、(一)に同じ。(二)一六まで同
じにつき略す)

無年記。宝永元年から天保十五年まで

城代職にあった諸氏の名列である。

間部氏がこの職制を実際においたのは
宝永七年であるが、享保七年になると
この職制は廃止されている。したがっ
てその十二年の間に城代であったのは、
初代小堀勘十郎と初代吉武市右衛
門(後ち勢家と改む)の二名にすぎな
い。

城郭をもたなかった鯖江藩にあっては
城代職は不必要な職制であったのかも
しれない。

〔三〕文化制御家老役前録 甲類・乙類二種 各一冊

無年記。宝永元年から天保十五年にい
たる間に家老役職(この職制は天明四
年から年寄と呼ぶようになる。)にあ
った諸氏の名列である。

家老役(年寄)は総政を担当していた
もので、この史料によるとこの間に二
十一名がこの職務についていた。

〔四〕文化制加判之中老前録 甲類のみ 一冊

無年記。宝永元年から文化十四年の間において加判中老職にあった諸氏の名列である。三十二名の加判中老職にあった藩士姓名が記載されている。

〔五〕文化制御中老前録 甲類・乙類二種 各一冊

無年記。宝永元年から文化十四年の間に中老職にあった諸氏の名列である。この史料によると、この間に中老職にあったのは十八名(十家)であった。

〔六〕文化制御用人前録 甲類・乙類二種 各一冊

無年記。宝永元年から文化十四年の間に用人職にあった諸氏の名列である。御用人は公武・文武を担当していたもので、この間百四十三名が用人職を勤めていた。

〔七〕御用人以上取扱御定 映入27×19 一冊

弘化二年のもの。家老・年寄・加判中老・中老・番頭・用人以上の家格を規定したものである。また藩士の昇進についての規定箇条も定めたものである。

る。その奥書には次のようにある。

「右は前々より之御格合を以御取扱方取調相伺候之処、上規之通被_レ仰出_レ依_レ之江戸御在所ニモ老冊宛相認置、向後御家老・御年寄・加判御中老被_レ仰付_レ候もの致_レ熟覽。右御定之趣堅可_レ相守_レ旨、今般御下知被_レ仰出_レ依_レて被_レ成下_レ者也、弘化二乙巳年七月

- 植田 頼母 ㊦
- 間部 司馬 ㊦
- 松本 縫殿 ㊦
- 山口 伝治 ㊦
- 五十嵐 佐左衛門 ㊦

〔八〕御家中永録定書 映入28×20 一冊

文政十一年。この史料そのものには表題は附されていないが、この史料が納められている袋のおもてに「御家中永録定書」とある。

本史料は間部氏家臣の家格・昇進等を規定したものであり、また諸士に対す

る役料・勤金についても規定したものである。奥書は次のように記されている。

「右之通被_レ仰出_レ候堅相守此末御家中之面々昇進・御役替等相伺候節此御定帳得_レと熟覽之上取調候可_レ仕候_レ (中略) ；向後御家老・御年寄・加判御中老被_レ仰付_レ候もの御座候節は相伺候上此御定帳相見為_レ仕可_レ申候。手附之者えは堅見せ不_レ申候様取扱可_レ仕候者也。

文政十一甲戌年四月

- 小堀 勘十郎 ㊦
 - 鈴木 源左衛門 ㊦
- (後略) ㊦

(三) 由緒・家譜

〔一〕寛政改御家人帳 甲類・乙類二種

甲29×21、乙27×19 各十二冊
無年記。宝永元年(詮房時代)から天保九年(詮勝時代)の間に間部氏家人(家臣)となった諸氏の家別の系譜書である。

甲類・乙類とも巻之上、巻之下、式之上……と分かれ一組十二冊の膨大な史料群である。

本史料の記載の内容は、各家臣の召し出し年月日、相続年月日から主要役職、禄高（給米・扶持高）、隠居名、没年等が歴代順に記録されている。

この史料によると、この間に間部氏に仕えたのは四百十四家に達している。

〔二〕天保改御家人帳 甲類・乙類二種

（形態〔一〕に同じ） 各一冊

無年記。天保十年から安政五年までの間に鯖江藩士となった諸氏の家別・年代順系譜書である。

記載の内容は〔一〕に同じである。この間において藩士となったのは五十三家である。

〔三〕安政改御家人帳 甲類のみ 29×21 一冊

無年記。安政七年から廃藩時の明治三年の間に藩士となった諸氏の家別の

系譜書で、記載の内容は〔一〕に同じ。

この間に藩士となったのは十三家である。従って、宝永元年十二月に詮房がはじめて家臣を召しかかえてから明治三年に至る間に間部氏の家臣であった諸氏は四百八十家である。

こうして鯖江藩家中すべての系譜履歴が判明するのは誠に貴重といふべきである。

〔四〕寛政改小頭以下代数書 29×20 四冊

無年記。『年次目録』には五巻とあるが、現在は巻首を欠いている。この史料は鯖江藩にて小頭であった諸氏の系譜書である。

本史料の第二巻には召しかかえ年月不詳の小頭五十四家の系譜、第三巻には享保元年から宝暦十三年の間に召しかえられた小頭六十八家の系譜、以下第四巻には明和二年から寛政十二年までの八十三家、第五巻には寛政十三年から天保十年までの八十四家の系譜が

書かれている。記載の内容は〔一〕にほぼ同じであるが、全体的にみて粗雑さが目立つ史料である。

小頭とは一般に卒族、中間などと呼ばれていた階級で、いわゆる士分以外の下級武士のことである。

〔五〕天保改小頭以下代数書 29×30 一冊

無年記。天保十一年から安政五年の間に小頭として召しかかえられた諸氏の系譜書で、〔一〕〔四〕に続くもの。

この間に小頭となったのは総数七十一家である。

〔六〕江戸小頭以下代数書 29×21 三冊

無年記。江戸在住の小頭となった諸氏の系譜書である。第一巻には安政七年から寛政十三年までの小頭二十七家の系譜、第二巻には享和三年から天保九年の四十三家、第三巻には天保十一年から慶応四年までの三十二家の系譜が記載されている。

ここで、『年次目録』にだけあって現存しない史料をあげると次のようである。

〔一〕文化制御番頭前録：〔二〕の職制・任免に附随する史料である。宝永元年から天保十五年の間に番頭職にあった諸氏の名列であろう。

〔二〕鯖江藩重役名列(一)・(二)

〔三〕御在所小頭以下代数書伊呂波寄：〔四〕由緒の四〕六に記載された小頭のいろは

順の索引であろう。〔一〕〔二〕と同種の史料。

〔四〕安政改小頭以下代数書

〔三〕一五に続く史料で、安政五年から明治期までの間に小頭となった諸氏の系譜書であろう。

〔五〕江戸小頭以下代数伊呂波寄：〔三〕一七に記載された江戸詰め小頭のいろは順の索引であろう。

おわりに

通称八百巻ともいわれる間部家文書のなかで、藩家臣団に関する史料は以上みてきたとおりその量は少い。しかし、少ないながらもそれらの史料はきわめて良質なものでありである。

さしあたっては、寛政―天保―安政の各御家人帳・小頭以下代数書をそれぞれ分析することによって、藩家臣団の成立過程を検討することがまず必要であろう。

その基礎的作業に加えて、在地にのこされた家臣団関係史料―たとえば「高崎城中名前附」^⑧や「正徳四年改家臣録」^⑨などを活用してゆけば、鯖江藩家臣団に関する研究も大きく進展するものと思うわけであるが、それらについては別稿に譲ることとし、今回は関係史料の目録とその内容紹介を稿を終えたいと思う。

(附記)

本稿を作成するため、間部家文書を自由に閲覧することを許可された鯖江市市民会館長若泉喜一氏はじめ御協力していただいた同館職員

の方々にお礼申します。

註 ①「鯖江市史料所在目録」第一集(昭和四十九年刊・同市史編纂委員会編)に本目録がそのまま収録された。

② 福井県立鯖江高等学校郷土研究部紀要「郷土」第三号、(昭和三十八年刊)

③・④ この史料総数はいずれも『年次目録』による。

⑤ 本稿では通称いわれている「雑件書類」の名称を使用した。この名称は本当は正しいものではない。この機会に正しく分類して史料相当の名称を与えることを希望したい。

⑥ 鯖江藩家訓というべきもので、『年次目録』には「総目録」の外十巻とあるが現在は第三・八巻の二冊を欠き八冊が現存している。

⑦ 「御陣屋附明細帳」・「下新庄組明細帳」以下「木本領家組」・「庄境組」・「東俣組」・「乙坂組」の各明細帳に分れ各組の庄屋などの変遷が記録されている。

⑧ 鯖江市本町四丁目、田代清痴氏所蔵

⑨ 鯖江市旭町一丁目、吉田一郎氏所蔵